

兵庫県立姫路聾学校（姫路聴覚特別支援学校）同窓会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、兵庫県立姫路聾学校（姫路聴覚特別支援学校）同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、兵庫県立姫路聴覚特別支援学校内におく。但し便宜的に事務局を事務局長宅におくことができる。
- 第3条 本会は、兵庫県立姫路聴覚特別支援学校（旧兵庫県立姫路聾学校）を卒業した者をもって組織し、これを会員とする。なお、事情により転校した者を会員とすることができる。

第2章 目 的

- 第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、障害克服への意欲増進並びその発展向上に努め、聴覚特別支援学校の教育発展に寄与する事を目的とする。

第3章 事 業

- 第5条 本会は、次の事業を行なう。
- ① 会員相互の連絡を密にし、親睦融和を図ること。
 - ② 学校を後援、協調し、ろう教育の発展を図ること。
 - ③ 機関紙を発行すること。（ろうあ兵庫・又はホームページ(HP)に掲載）
 - ④ その他本会の目的達成ために必要なこと。

第4章 役 員

- 第6条 本会は、次の役員をおく。
会長1名 副会長1名 事務局長1名 会計1名 会計監査2名 理事若干名
- 第7条 役員は、総会に於て次の選任をする。
- ① 会長、副会長、事務局長、会計、会計監査、理事は、会員より選出する。
 - ② 理事は、5年毎の年度卒業生の会員より1名ずつ選出する。
 - ③ 会計監査は、兼任を認めない。
- 第8条 顧問は、総会の議を得て現職員、元職員にこれを委嘱することができる。
- 第9条 会長は、本会の代表として、会務を統轄し、総会、役員会を召集する。
- 第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、これを代理する。
- 第11条 事務局長は、本会の総務を担当する。
- 第12条 理事は、役員会を構成し、会長又は、事務局長の指示を受けて、本会の業務を執行する。
- 第13条 会計は、本会の財務を処理する。
- 第14条 会計監査は、本会の財務を監査する。
- 第15条 顧問は、会長の命を受けて総会及び役員会に出席し、意見を述べることができる。

第16条 役員の任期は、3年とする。但し再選は妨げない。後任の役員は、前任者の残存期間とする。

第5章 機 関

第17条 会議は、総会並びに役員会とする。

第18条 総会は、本会最高の決議機関であり、定期総会（1年1回）を開催することができる。

第19条 役員会は、本会の執行機関であり、必要に応じて会長が召集し、開催することができる。

第20条 総会及び役員会は、出席者の過半数の同意をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。

第21条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって委任することができる。

第6章 会 計

第22条 年度卒業生より終身会費として3000円を徴収し、本会の運営にあてる。

第23条 決算は、会計監査を経て、役員会の議を得て総会にて承認を受けなければならない。

第7章 会員異動の届

第24条 会員に異動があった場合は、本人又は家族、関係者は速やかに文書又は口頭で本会に届けなければならない。

第8章 総 則

第25条 本会則は、総会においてその出席の過半数の同意がなければ改正することは出来ない。

本会則の附則

本会則は、昭和48年4月1日施行

本会則は、平成9年5月11日より改正して実施する。

本会則は、平成16年12月19日より改正して実施する。

本会則は、平成19年1月7日より改正して実施する。

本会則は、平成25年4月27日より一部改正して実施する。